政令第二百七十七号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十二条及び第七十五条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、招集に応ずべき予備自衛官（訓練招集に応ずべき予備自衛官を除く。）に異議がないときは、この限りでない。

第百二条の五第四項に次のただし書を加える。

ただし、招集に応ずべき即応予備自衛官（訓練招集に応ずべき即応予備自衛官を除く。）に異議がないときは、この限りでない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　安倍　晋三